

「潜在介護支援専門員実態把握調査委託業務」の提案競技に係る質問回答書

番号	質疑事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	調査票	仕様書	1	仕様書6(1)①について、調査票の原案は貴県から提示いただけますでしょうか。それとも受託者からの提案になりますか。	県として聞いてほしい質問項目等をご用意していますが、アンケートの構成や、より効果的なアンケートとなるよう追加・削除すべき項目等を両者で協議の上、調査票を作成することとしています。
2	回収率	仕様書	1	仕様書6(1)③について、本業務において、貴県が現時点で想定・目標とされている具体的な回収率があればお教えてください。また、万が一、期間内の回収率が目標に達しなかった場合、受託者側で追加の催促業務やリカバリー策等の追加対応（無償対応を含む）が義務付けられる想定でしょうか。あるいは、実施プロセスの妥当性をもって履行完了とみなされる形式でしょうか	調査対象者の40%以上から回答を得ることを目標としています。回収率が目標に達しなかった場合の追加対応を義務付ける予定はありません。
3	報告書	仕様書	1	仕様書6(2)「報告書の作成」について、想定している報告書の分量（ページ数）と、参考となる過去の報告書やイメージがあれば教えてください。仕様書記載の、千葉県介護支援専門員協議会の「介護支援専門員の潜在的有資格者の職場復帰のための実態調査」（ https://www.chiba-cmc.com/committee/research/ ）以外にも参考になるものがあれば伺いたいです。	想定している具体的な分量（ページ数）等はありませんが、本調査業務の目的をご理解いただき、数字の集計結果にとどまらず、結果から示唆される傾向・対策等も併せてお示しください。なお、現時点でお示しできる公開されている類似の調査結果はありません。

「潜在介護支援専門員実態把握調査委託業務」の提案競技に係る質問回答書

番号	質疑事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
4	報告書	仕様書	1	仕様書6(2)「報告書の作成」における紙媒体の納品形態について、具体的な体裁の指定はありますか。 以下のいずれの形態が適切か、あるいは許容されるかご教示ください。 (ア) 市販のファイルへの綴じ込み (イ) 簡易製本 (ウ) 事務用ホチキス留め(左上1箇所または左側2箇所)	報告書紙媒体の納品形態の体裁に指定はありません。ご提示いただいた(ア)～(ウ)のいずれでも構いません。
5	速報値と初校の提出期限	仕様書	1	仕様書7スケジュールの速報値と報告書の初校について、具体的な提出期限はございますか。 また調査票の発送日や調査期間、回答締切等のスケジュールは受託者からの提案で設定することが可能でしょうか。	速報値はある程度回答数がまとまれば、随時ご提出いただけますと幸いです。(例：6月～7月に1回、その後8月中旬までの分を併せて1回) また、発送日や調査期間、回答締切等は両者で協議の上設定する予定ですが、なるべく早期に調査着手する予定です。
6	速報値	仕様書	1	仕様書7スケジュールの「速報値として報告すること」について、具体的に想定されている報告内容をご教示ください。 現段階では以下の認識で相違ないでしょうか。 内容：回収総数、有効回収率、および主要設問の単純集計結果 体裁：グラフ化や詳細な分析は含まず、集計表(Excel等)による簡易的な報告	概ね、お見込みのとおりです。 速報値は可能な限りすべての設問の単純集計結果を報告願います。

「潜在介護支援専門員実態把握調査委託業務」の提案競技に係る質問回答書

番号	質疑事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
7	スケジュール	仕様書	2	仕様書7スケジュールについて、9月から10月にかけての記載がございませんが、本期間の想定について受託者がデータの精査、集計・分析、および報告書案の作成を専ら行う期間という認識でよろしいでしょうか。それとも、当該期間中に、貴県側で中間チェックや、外部委員会（有識者会議等）への検討状況の報告といったプロセスを予定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。 （データの精査、集計・分析、報告書作成等を行っていただきます。）
8	調査票回収方法	仕様書	1	令和8年5月～令和8年8月までの調査結果を速報値として報告とありますが、8月末時点での速報結果を一度ご報告するという認識で相違でないでしょうか。	速報値はある程度回答数がまとまれば、随時ご提出いただけますと幸いです。（例：6月～7月に1回、その後8月中旬までの分を併せて1回）
9	速報値報告	仕様書	1	調査票の回収率設定などはございますか。また、回答がない方への対応など必要でしょうか。	調査対象者の40%以上から回答を得ることを目標としています。 また、回答がない者への追加対応を義務付ける予定はありません。